

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	都市建設部
監査の種類	令和4年度 定期監査（4監第105号 令和5年3月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和5年5月10日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和5年 5月10日
2 支出事務 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例や、額の確定を行っている例が認められた。	令和5年 5月10日
3 契約事務（その1） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和5年 5月10日
4 契約事務（その2） 契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。	令和5年 5月10日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>使用料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 平鉄北駐車場使用料として令和4年5月25日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月26日（木）までに払い込まなければならないが、同月27日（金）に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">（都市整備課）</p> <p>2 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例や、額の確定を行っている例が認められた。</p> <p>【事例1】都市整備課</p> <p>※ いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金の交付事務において、「市補助金等交付規則」第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例2件あり】</p> <p style="text-align: right;">（都市整備課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>定期駐車券発行に係る収入事務については、原則受付日に払込みをしているところですが、指定金融機関の営業時間外となる15時以降に受け付けたものについては、翌日払い込むこととしています。</p> <p>今般の事例については、5月25日15時以降に受付したものの、翌日の払込みを失念していたことから、払い込みの遅延が発生しました。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、徴収した使用料の指定金融機関への払込みにつきましては、毎日定時刻に複数の職員で点検・確認を行うこととしました。</p> <p>今後も市財務規則に従い、同様の事例が無いよう適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>いわき市補助金等交付規則（以下、「規則」という。）では、第4条第1項で交付申請の際の一般的な書類を規定しており、そのほか補助金の性質上必要な書類については、各補助金の個別の交付要綱に規定しています。</p> <p>いわき市浜まち宅地再生支援事業補助金については、令和2年度に要綱を定め、第5条において申請に必要な書類を定めています。</p> <p>一方で、収支予算書及び前年度決算書については、補助対象経費（仲介手数料の金額や新築住宅の建築費や購入費）を確認する上で必ずしも提出を要する資料ではないため、申請者の負担軽減の観点から、規則第4条第2項に該当すると判断し、実務上添付を求めていなかったものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>いまま申請を受理し、交付決定していた。</p> <p>また、同規則第12条第1号の規定による収支決算書がないまま実績報告を受理し、額の確定を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">(公園緑地課)</p> <p>なお、事例1から事例3について、いずれも、要綱の規定が実態に合わない場合は、その改正等について検討されたい。</p> <p>3 契約事務 (その1)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">(勿来区画整理事務所)</p>	<p>一方で、収支予算書、前年度決算書及び収支決算書については、補助対象経費を確認する上で必ずしも提出を要する資料ではないため、申請者の負担軽減の観点から、規則第4条第2項に該当すると判断し、実務上添付を求めていなかったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後も、申請者の負担軽減の観点から、提出を要しないと判断される収支予算書、前年度決算書及び収支決算書については、添付を求めないこととするため、「いわき市生垣設置奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱」を制定し、添付を省略できる書類について明確化いたしました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員の認識不足により、当該契約書への契約解除条項の記載が漏れてしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>例規等の理解及び確認を徹底するとともに所内のチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。</p> <p>なお、当該契約書においては、契約期間が令和9年3月31日までと定められていることから、市及び契約相手方双方の契約書に、契約解除に関する条文を追記しました。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>4 契約事務（その2）</p> <p>契約事務において、契約保証金の免除に関する手続きが不適切な例が認められた。</p> <p>※ 錦町須賀防災集団移転跡地維持管理業務委託の契約事務においては、市財務規則第136条第6項第4号を適用し、契約保証金の納付を免除しているが、過去2年間における契約実績は同号の要件を満たしていなかった。契約保証金の免除にあたっては、その根拠を明らかにしたうえで決定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（勿来区画整理事務所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該契約の相手方である中田11行政区といわき市は、「いわき市防災集団移転跡地の維持管理に関する協定書」により協定を締結しており、その協定を基に当該契約を締結していることから、過去1年間のみ契約実績ではありましたが、契約保証金を免除してしまったものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>例規等を適切に解釈するため、所内のチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>